

岐阜県公報

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治山課) 一八三
ページ

公示

特定非営利活動法人の定款変更証申請

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の変更届出

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

基本測量の実施

公共測量の実施

国土調査の指定

土地改良区の定款の変更認可

(環境生活政策課) 一八四

(保健医療課) 一八五

(同) 一八五

(商業流通課) 一八五

(用地課) 一八六

(同) 一八六

(都市政策課) 一八六

(下呂農林事務所) 一八六

告示

第二千二百五十四号

平成二十三年六月七日

(火曜日)

岐阜県告示第三百四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町大鷲字岩高二七九一の一、二七九一の二、二八〇七の一、二八〇七の二、二八〇八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(ロ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝小川字松山一六五六の二一、一六五六の一四、一六五六の二一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字松山一六五六の二一（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐は、択伐による。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

岐阜県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町下洞字真那ヶ洞三六の一、八二の三、八五の一から八五の九まで、八六の一、八六の二、八七の二、八八の一、八八の二、八九の一から八九の三まで、九〇の一、九〇の二、九一の一、九一の二、一一一、一一三の一、一一三の二、一一三の二の一、一一三の三、一一四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年五月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人陽たまり
- 三 代表者の氏名 白川 利夫
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市下林町九六六番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地区の地域住民に対して、介護、福祉に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（病院又は診療所）

| | | | | |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------|--------------|
| 名 称 | 所在地 | 自立支援医療を担当する診療科名 | 自立支援医療の種類 | 年 月 日 定 |
| 医療法人稲葉 医院 | 飛騨市神岡町船津一〇七二番地一 | 内科 | 精神通院 | 平成 三三・六・一 |

（薬局）

| | | | |
|------------|------------------|-----------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 年 月 日 定 |
| なごみ薬局 | 飛騨市神岡町東町五二二の一 | 精神通院 | 平成 三三・六・一 |
| ユタカ薬局林町 | 大垣市林町一〇丁目一三三九番地一 | 同 | 同 |
| なの花薬局北方店 | 本巣郡北方町柱本二丁目一九七の二 | 同 | 同 |
| まみや調剤薬局芥見店 | 岐阜市芥見南山二の六の三五 | 同 | 同 |

| | | | |
|----------|-----------------|---|---|
| すずらん調剤薬局 | 多治見市明和町五丁目五七七の七 | 同 | 同 |
|----------|-----------------|---|---|

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

| | | | |
|------------|---------------------|-----------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 自立支援医療の種類 | 変 更 年 月 日 |
| くすのき薬局 | 各務原市那加楠町四五の二一 | 精神通院 | 平成 三三・五・一 |
| 阪神調剤薬局多治見店 | 多治見市前畑町五丁目一〇八の五の二〇一 | 同 | 平成 三三・四・一 |

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十三年六月七日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
リバーサイドモール シンセイ（ ）

本巢市国領字川田二三六番の一外
二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(一等磁気測量)

三 作業期間

平成二十三年六月十日から
同 二十四年二月二十九日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により本巢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本巢市

二 作業種類

公共測量(道路台帳更新)
三 作業期間

平成二十三年五月二十日から
同 二十四年三月二十三日まで

四 作業地域

本巢市全域

国土調査の指定

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条第三項の規定により、平成二十三
年六月七日に次のとおり国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示す
る。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

| 調査を行う者の名称 | 調査地域 | 調査期間 |
|-----------|-------------|---------------------------|
| 閉市 | 閉市板取の一部 | 平成二三・六・七から 平成二四・三・三一まで |
| 郡上市 | 郡上市高鷲町鷲見の一部 | 同 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第一項の規定により、次の土
地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古 田 肇

| 土地改良区名 | 認可年月日 |
|--------|-------|
| 土地改良区 | |

| | |
|-------------|-----------|
| 萩原小坂連合土地改良区 | 平成二三・五・二〇 |
|-------------|-----------|

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古田 肇

| | |
|-----------|-----------|
| 土地改良区名 | 認可年月日 |
| 小坂第一土地改良区 | 平成二三・五・二〇 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年六月七日

岐阜県知事 古田 肇

| | |
|-----------|-----------|
| 土地改良区名 | 認可年月日 |
| 小坂第二土地改良区 | 平成二三・五・二〇 |

平成二十三年六月七日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター